

- 若者が狙われる！アポイントメントセールス
- 振り込み詐欺にご用心！「定額給付金の手続きはお済みですか。」と電話があったのですが…。
- 食品表示のポイント（包装もち）
- 消費者啓発の出前講座へ講師派遣

発行／福井県民安全課・福井県消費生活センター

コカブ
(主な産地：坂井市、福井市等)

福井のくらし life



若者が狙われる！ アポイントメントセールス ～電話で呼び出して宝石などを販売～

相談事例

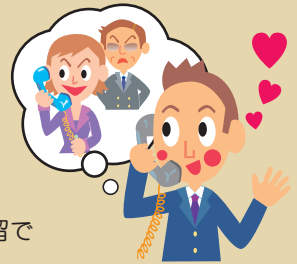
突然、若い女性から電話があり、「アンケートに答えてほしい。好きな色は？・・・」と話をするうちに「友達になって」と言われ、楽しく話ができ親しくなりました。その後、何度か電話やメールで話をするうちに、「一度会いたい」と誘われ、喫茶店で待ち合わせをしましたが、結局女性は現れず、代わりに来た男性から高額な宝石を勧められました。何時間も執拗に勧められ、怖くなり90万円の契約をしてしまいました。あまりにも高額なので解約したいのですが。（20歳代男性）

《アドバイス》

これは、「アポイントメントセールス」と呼ばれ、販売目的を隠して電話やメールで喫茶店などに誘い出し、宝石や会員権などを販売する商法です。若者を狙った悪質商法の一つで、電話などで友達になって安心させた後、口実をつけて呼び出し、高額の商品を販売するのが目的です。

このような販売方法の場合、契約書をもらってから8日以内であればクーリング・オフが可能です。しかし、クーリング・オフ期間を過ぎると簡単には解約できませんので、見知らぬ異性からの電話には気軽に応じず、また、誘われても安易に会いに行かないようにしてください。

相談者の場合、8日間のクーリング・オフ期間内でしたので、書面に解約したい旨を書いて簡易書留で送付するよう助言した結果、無条件で解約できました。



若者よ
ご用心!

福井県悪質商法被害防止共同キャンペーン（1月～3月） だまされるな！「悪質商法」

関係機関の調査では、若者を狙う悪質商法の手口は年ごとに巧妙化しています。特に新入生・新社会人が街にあふれる春を前に、県内の消費生活に関する相談窓口を開設している各機関が連携して「福井県悪質商法被害防止共同キャンペーン」を実施し、被害の未然防止を図ります。

相談は
無料です

○啓発活動 リーフレットの配布や街頭啓発を行います。

○出前講座 県消費生活センター等にお問い合わせください。

○若者電話相談 3月5日（木）

関係機関が一斉に若者消費者被害の特別相談を実施します。（他の日も相談を受け付けています。）

9時～17時

- ・福井県消費生活センター TEL 0776-22-1102
- ・福井市消費者センター TEL 0776-20-5588
- ・小浜市総合防災課 TEL 0770-53-1111
- ・勝山市消費者センター TEL 0779-88-8103
- ・あわら市消費者センター TEL 0776-73-8017
- ・坂井市消費者センター TEL 0776-50-3030

- ・福井県嶺南消費生活センター TEL 0770-52-7830
- ・敦賀市生活安全課 TEL 0770-22-8115
- ・大野市消費者相談センター TEL 0779-66-1111
- ・鯖江市消費者センター TEL 0778-53-2204
- ・越前市消費者センター TEL 0778-22-3773

8時30分～17時30分

- ・福井県警察本部悪質商法110番 TEL 0776-24-4194

10時～15時

- ・福井弁護士会 TEL 0776-23-5255
(無料法律相談は、毎週木・金曜日 9時～12時)

10時～15時

- ・福井県司法書士会総合相談センター TEL 0776-30-0771
(無料法律相談は、毎週水曜日 13時～16時)

振り込め詐欺にご用心!

「定額給付金の手続きはお済みですか。」と電話があったのですが…。

自宅に電話がかかってきて、「定額給付金の手続きはお済みですか。今から振り込みますから、ATMへ行ってこちらの言うとおりに操作してください。」と言われました。銀行のATMで、携帯電話の指示を受けてATMの操作を始めようとしたところ、「それは振り込め詐欺です。まだ、給付金の手続きは始まっていませんよ。」と銀行員に声をかけられ、すんでのところで被害に遭わず済みました。



- ・市町役場や総務省などが、「定額給付金」の給付のためにATMの操作を依頼したり、手数料などの振込みを求めたりすることはありません。
- ・現時点で市町役場や総務省などが、世帯構成や銀行口座などの個人情報に照会することはありません。
- ・市町や総務省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、お近くの警察署へ御相談ください。

<総務省のホームページ> http://www.soumu.go.jp/menu_00/important/topics081114.html

シリーズ

暮らしに役立てよう 食品表示のポイント

食品の表示は、消費者が食品を購入する際の重要な情報源の1つです。今回は、包装もちの表示について解説します。

包装もち



もちは「加工食品」のうち、「原料原産地表示が必要な加工食品」です。

(ただし、大福もちなど砂糖が入っているもの、もち米ではなく米粉から作られたものは対象外です。)

名称

包装もち、板もち、丸もち等と表示されています。

原材料名

原材料に占める重量の多いものから順に表示されており、通常、「水稻もち米、食塩」等と記載されています。

原料原産地名

国内で製造された場合、もち米の産地が表示されています。(製品の重量に占めるもち米の割合が50%に満たないものは対象外です。)

内容重量

グラム(g)、キログラム(kg)により表示されています。

賞味期限、保存方法、製造者等

【ワンポイントアドバイス】

窒息事故防止のためのアドバイスとしては、

- ・食事の際は、お茶や水を飲んでのどを湿らせてから少しずつ、ゆっくりよくかんで食べましょう。
- ・もちなど粘りのある食品を食べる場合は、小さく切ったものを食べましょう。
- ・食べているときに話しかけるなどしてあわてて飲み込まないようにしましょう。

国民生活センター 高齢者の家庭内事故より

消費者啓発の出前講座へ講師派遣

県では、10月から11月に「講師養成講座」を開講し、消費生活に関する出前講座の講師を養成しました。

今までも、消費生活センター相談員による出前講座を実施していましたが、県民の皆様は、より身近な講師として相談員とともに活躍していただきます。

皆様の地域でも、町内会、老人会、婦人会、公民館講座などいろいろな機会をとらえて、積極的にご活用ください。

【テーマ例：悪質商法にご用心、被害にあわないための心構え など】

★派遣を希望される方は、次によりお申し込みください★

派遣対象/条件	県内での 町内会、公民館、婦人会、老人会、職場、小・中・高校等の様々な集まり ①参加人数：小人数（10名程度）でも可能です。ご相談ください。 ②講座時間：1回30分～1時間程度。必要に応じてシリーズで行うことも可能です。
派遣料	無料
申し込み方法	下記の依頼書を、講座開催日の3週間前までに県消費生活センターへ提出してください。

※講師派遣依頼書は、県消費生活センター、市町消費生活相談窓口等でも入手できます。

講師派遣依頼書

福井県消費生活センター あて
TEL 0776-22-1102
FAX 0776-22-8190

申請者 住所 _____
氏名 _____
TEL _____

日時	月 日(曜日)	時 分～ 時 分
場所	会場名／ 所在地／ TEL／	
参加人数対象	参加人数／約 名 ・ 対象／	(例：婦人会、老人会等)
テーマ		

※ご提供いただいた個人情報、講師派遣に関する事務以外に使用することはありません。



ココブ

『ココブの甘酢づけレモン風味』

～作り方～

- ココブは、厚めに皮をむき薄くスライスする。
- レモンは皮をむき千切りにする。
- 砂糖、塩、酢で甘酢を作り、②にひたひたになる程度に入れ、砂糖を加えて味をなじませておく。
- 残りの甘酢にカブを漬けておく。
- ④に③を2本ほどのせて巻く。(手軽にするなら、ココブとレモンと一緒に甘酢に漬け、カブの上にレモンを盛り付ける。)



～材料～(4人分)

ココブ	大2個
レモン	1個
砂糖	大さじ3
塩	小さじ1/2
酢	大さじ5
砂糖(レモン用)	小さじ1

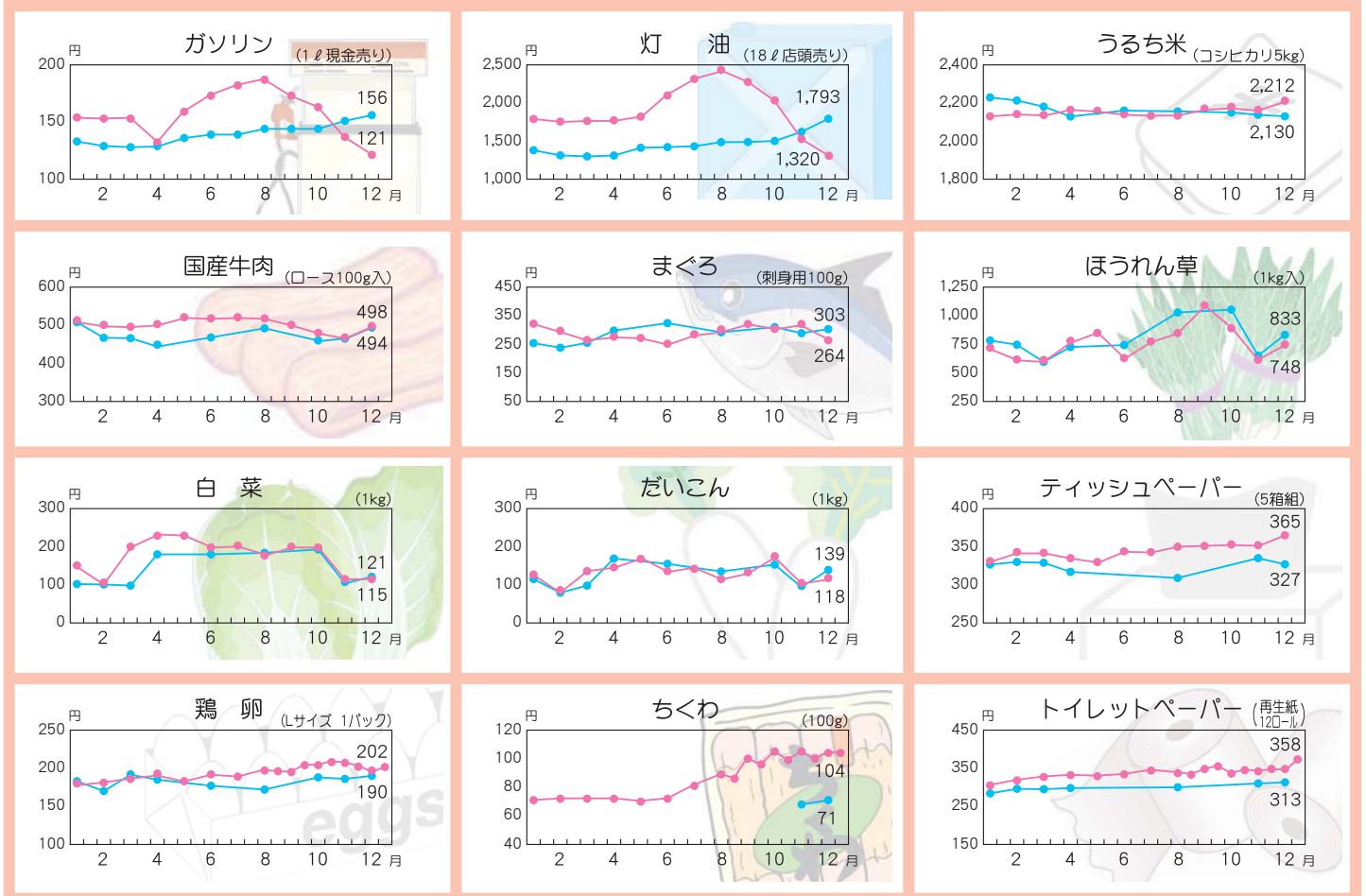


資料提供：坂井農林総合事務所

価格の動き

県調査結果 ※ガソリン、灯油については、(財)日本エネルギー経済研究所 石油情報センター調査

● 19年
● 20年



H20年8月から生活に密着したもの、今後価格の値上げが予想されるもの等9品目について、中旬にも調査を実施しています。

消費生活関連イベント(平成21年1～2月)

日時	イベント名	開催場所	問い合わせ先
1月31日(土) 13:30～15:00	消費者講座 「多重債務は救済される！」 ～サラ金地獄で苦しまないために～ 講師：弁護士 島田 広氏	ユー・アイふくい 学習室 101	(株)ふくい・くらしの 研究所 (0776)52-0626
2月14日(土) 13:30～15:00	消費者講座 「裁判員になったら・・・」 ～裁判員制度と候補者名簿に選ばれた時～ 講師：福井地方検察庁 企画調査課	ユー・アイふくい 学習室 B 1	
2月28日(土) 13:30～15:00	消費者講座 「まだ地デジ対策がお済みでない方に」 ～地上デジタル放送と対策方法～ 講師：総務省 テレビ受信者支援センター	ユー・アイふくい 学習室 B 1	

©「消費者講座」は、福井県が(株)ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

消費生活のご相談は... (個人情報苦情相談も受け付けています。)

福井県消費生活センター

☎ 0776-22-1102 FAX 0776-22-8190
〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1(AOSSA 7階)

福井県嶺南消費生活センター

☎ 0770-52-7830 FAX 0770-52-7831
〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)

(受付時間 9:00～17:00 土・日曜日にも相談を受け付けています。)

福井県消費生活センターホームページ <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>

※市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。



健康長寿の福井

物価に関するご意見・ご質問は... 0776-20-0287(県民安全課へ) ☎ 910-8580 住所記入不要

再生紙を利用しています。
09.01.14200